

注意して読んだ後にご署名ください。

この声明書は、スキン・ダイビング、スクーバ・ダイビングを安全に行うために必要なことを知っていただくためのものです。これらを再確認し、了解していただくためにまとめられたものであり、ダイビングをするにあたっての快適度や安全性を増していただくために作成されています。

私 _____ (氏名を楷書で) は、ダイバーとして以下の事項を守るべきであることを了解しています。

1. 精神的にも身体的にもダイビングに適したよい体調を維持します。ダイビングに影響を与えるアルコールや薬物は控えます。つねに十分なスキルレベルを維持し、継続教育を通じてスキルレベルを高めます。ある期間ダイビングから遠ざかっていたときは、安全なコンディションのもとでスキルの復習をしてコースで使用したテキストを読み直して重要なダイビングに関する知識をリフレッシュします。
2. 私が潜るダイビング・ポイントをよく知ります。初めて潜る場合やダイビング・ポイントの情報が不足している場合は、知識豊かな現地スタッフなどから正式なオリエンテーションを受けます。私が経験したことのある環境よりもコンディションが悪い場合には、ダイビングを延期するか、あるいは良いコンディションのダイビング・ポイントを代替地として選ぶようにします。私の受けたトレーニングや経験にあったダイビング活動にのみ参加するようにします。専門のトレーニングを受けていない場合は、ケープあるいはテクニカル・ダイビング活動に参加しません。
3. よく手入れされていて、使い慣れている器材を使用します。器材は各ダイビング前に正しく調整し、きちんと作動するかチェックします。スクーバ・ダイビングを行うときは必ずBCDと残圧計を使用します。ダイビングをするときは中圧インフレーター（パワー・インフレーター）付きのBCD、残圧計、ダイブ・プランニング/モニタリング器材（使い方の講習を受けたダイブ・コンピューターやRDP/テーブル）を使用します。認定を受けていないダイバーに私の器材を使用させません。
4. ブリーフィングや注意事項、その他ダイビングに関する説明や指示をよく聞いて、私のダイビング活動を監督する人のアドバイスに敬意を払います。また、特別なダイビング活動への参加、不慣れた地域でのダイビング、6カ月以上ダイビングをしていない場合などは追加のトレーニングが必要であることを認識しています。
5. ダイビング中は、最初から最後までバディ・システムを守ります。水中での連絡方法や万一離れ離れになったときに再集合するための方法、緊急手順などのダイブプランをバディと一緒に計画します。
6. ダイブ・プランニングに熟達します（ダイブ・コンピューター、RDP/テーブルで）。すべてのダイビングを安全マージンのあるノンストップのダイビングで行ないます。水中では水深や時間をモニターする計器を使用します。ダイビングの最大深度は、私のトレーニング・レベルと経験の範囲内に制限します。1分間18メートルより遅い速度で浮上します。S.A.F.E.ダイバーになること — **Slowly Ascend From Every dive**（すべてのダイビングでゆっくりと浮上）を心がけます。水深5メートルで3分間あるいは用心してさらに長く安全停止をします。
7. 正しい浮力を維持します。BCDに空気を入れなくても中性浮力になるように、水面でウエイト調整をします。水中では中性浮力を保ち、水面移動するときや水面で休息するときにはプラス浮力を確保します。ウエイトはいつでも捨てられるようにしておき、トラブルのときは浮力を確保します。少なくとも1個の水面用シグナル（シグナルチューブ、ホイッスル、ミラーなど）を携帯します。
8. ダイビング中は正しい呼吸を維持します。圧縮空気を吸っているときには絶対に息ごらえやスキップ呼吸をしません。また、スキン・ダイビングなどの息ごらえダイビングでは、過剰なハイパーベンチレーションを避けます。水面、水中を問わず、水中にいるときは動きすぎて疲れてしまわないようにし、私の能力の限界内でダイビングします。
9. 可能な限り、ボートやフロート（浮具）、その他の水面用ステーションを設置して使用します。
10. 各ダイビング・ポイントでの漁業規則や、ダイブ・フラッグの使用など、ダイビングに関する法律や規則やルールを守ります。

私は、上記内容をよく読み、不明な点に対しては説明を受け、納得しました。私は、これらの実施要項の重要性と目的を理解しました。これらを守ることが私自身の安全と楽しみのために必要であることを理解し、ダイビングするにあたって、これらの実施要項を守らない場合には私自身を危険な状況においてしまう可能性があることを認識しています。

参加者署名

日付

未成年の場合、保護者の署名（親権者あるいは後見人）

日付



非代理店開示および同意書

欧州連合および欧州自由貿易連合内では別の用紙を使用してください。

よく読んでから空欄に必要事項を書き込み、最後に署名を記入してください。

私は、NINJA DIVE - 忍者ダイブ および/または、私が参加するプログラムに関連するいずれの PADI Instructors および Divemasters 個人を含む PADI Members (「メンバー」)も、各種の PADI 商標を使用し、PADI のトレーニングを実施する許可を受けているが、彼らは PADI Americas, Inc. あるいはその親会社、子会社、および系列会社 (「PADI」) の代理人、従業員、あるいはフランチャイズ加盟者ではないことを理解し、これに同意します。私はさらに、メンバーのビジネス活動は独立して行われるもので、PADIにより所有あるいは運営されるものではないこと、またPADIのダイバー・トレーニング・プログラムの基準はPADIが定めるものであるが、メンバーのビジネス活動および日常のPADIプログラムの実施、またメンバーあるいはそのスタッフによるダイバーの監督について、PADIは責任を負うものではなく、これを管理する権利を有するものでもないことを理解します。また私は、私自身、私の相続人および後継者を代表し、活動中に怪我あるいは死亡事故が発生した際、私または私の後継者のいずれも、NINJA DIVE - 忍者ダイブ および/またはその活動に関連したインストラクターならびにダイブマスターの行動、怠慢、あるいは過失について、PADIに対して責任義務を追求するものではないことを理解し、これに同意します。

免責同意およびリスク負担の認諾表明

欧州連合および欧州自由貿易連合内では別の用紙を使用してください。

よく読んでから空欄に必要事項を書き込み、最後に署名を記入してください。

私、受講者名 (受講者名) は、スキン・ダイビング及びスクーバ・ダイビングが重い傷害や死亡に至る危険を伴うことを承知していることをここに確認します。

私は、圧縮空気を使用するダイビングには減圧症、塞栓症その他の高圧による傷害などの一定の危険が伴い、再圧チャンバーにおける治療を必要とする傷害が生ずる可能性があることも理解しています。さらに、トレーニング及び認定に必要なオープンウォーター・トレーニングは、再圧チャンバーのある場所から時間的にも距離的にも遠く離れた場所で実施される場合があることも理解しています。私はまた、ダイビング・ポイントの近くに再圧チャンバーがない場合であっても、このダイビング講習を受けることを選択します。

私は、このダイビング講習に私が参加した結果として、または下記免責当事者を含む当事者の過失の結果として生じる、消極的なものであれ積極的なものであれ、私と私の家族、財産、相続人または譲受人に対する傷害、死亡またはその他の損害については、私の、私が NINJA DIVE スタッフ (インストラクター名およびスタッフ名)、私が指導を受ける NINJA DIVE (ストア名) も PADI インターナショナルも、その関連会社および子会社、それらのそれぞれの従業員、役員、代理人、契約者もしくは譲受人 (以下「免責当事者」という) もいかなる形においても責任を負うことはないことを了解し、それに同意します。

また、このコース (オプションのアドベンチャーダイブを含む)、以下「プログラム」と呼ぶ、への参加が許可されたことを考慮して、学科講習、限定水域やオープンウォーターでのトレーニングなど、このプログラムに生徒ダイバーとして参加している間に私に生ずる可能性のあるいかなる傷害その他の損害についても、予測可能な損害であるか否かに関わらず、その責任の全てを私が個人的に負うことに同意します。

私はさらに、本プログラムの間または認定を受けた後に生じる請求を含め、このプログラムへの登録および参加から生じる私と私の家

族、財産、相続人または譲受人による請求または訴訟について上記プログラムおよび免責当事者の責任を免除し、損害を与えません。

私はまた、スキン・ダイビングとスクーバ・ダイビングが肉体的に激しい活動であり、ダイビング・コースにおいては相当に努力する必要があることを理解しています。また心臓発作、パニック状態、過呼吸、溺死その他による傷害を受けた場合には、私が上記明文によりその傷害の危険を引受け、免責当事者にその責任を負わせないことをここに了承します。

私はさらに、成年に達しており、この免責同意書に署名する資格があるか、または私の親権者、保護者の文書による同意を得ています。また私は、ここに記載されている条件が契約であって単に注意書きにとどまるものではないことを理解しており、本書によって私の法的な権利を放棄することを承知のうえで私の自由意志でこの書式に署名するものです。さらに私は、本同意書のいずれかの規定が強制力をもたないか無効であるとわかった場合には、その規定を本同意書から分離することに同意します。この場合、その残りの規定には強制できない規定がなかったものとして解釈するものとします。

私は、免責当事者に対して私本人が告発する権利を放棄するのみならず、私の相続人、権利継承者、受遺者が、私の死亡に起因して免責当事者を告発する権利をも放棄することを理解し、これに同意します。さらに私は、私がこれを行う権利を有し、また、私の免責当事者に対する表明により、私の相続人、権利継承者、受益者によるこれに相反する主張が禁じられることを表明します。

私、参加者氏名 (参加者氏名) は、本書により私の NINJA DIVE スタッフ (インストラクター名およびスタッフ名)、私が指導を受ける NINJA DIVE (ストア名) ならびにPADI インターナショナルおよび上記の全ての関係者について、消極的なものであれ積極的なものであれ免責当事者の過失などを含めいかなる事由によるものであれ人身傷害、財産傷害または不法行為による死亡の一切の責任を免除することに同意します。

私及び私の相続人は、自分そして私の相続人を代表して署名をする前に、本書を読んで免責及び危険引受同意書の内容について十分な知識を得ています。

参加者署名 _____ 日付 (日/月/年) _____
親権者もしくは保護者署名 _____ 日付 (日/月/年) _____



病歴／診断書 — 参加者記録 (重要部外秘情報)



署名する前によく読んでください。

この病歴／診断書は、ダイビングにはある程度の危険性が内蔵すること、トレーニング・プログラムにはやりとげなければならないことが告知されていることを、確認するためのものです。スクーバ・ダイビング・プログラムに参加するには、あなたの署名が必要です。また、スクーバ・トレーニング・プログラム受講中に健康状態などに変化が生じた場合は、ただちにインストラクターにその旨を伝えてください。

署名をする前に、この声明書をよく読んでください。スクーバ・トレーニング・プログラムに参加するには、この病歴／診断書の声明書の全項目に記入することが必要です。この声明書には病気に関する質問があります。未成年者の場合には親権者、または保護者の署名が必要になります。ダイビングはエキサイティングなスポーツですが、同時にハードな活動でもあります。正しいテクニックを用いる限りはダイビングは比較的安全なスポーツです。しかし、安全手順に従わないときには、危険が増す場合があります。

スクーバを安全に楽しむには、極端なオーバーウェイトであったり、コン

ディションを軽視すべきではありません。ダイビングはそのときのコンディションしだいでは、非常に激しい活動にもなります。呼吸器系と循環器系が健康であること、すべての体内空間に異常がなく、健康であることが必要です。冠状動脈性の心臓の疾患、現在カゼをひいていたり、うっ血、てんかん、重度の医学的なトラブル、アルコールや薬物依存の傾向などがある人は、ダイビングをすべきではありません。また、ぜんそく、心臓の疾患、その他の慢性的な病状がある人、現在定期的に投薬を受けている人は、プログラムに参加する前と終了後も定期的に、医師そしてインストラクターに相談してください。さらにスクーバ・ダイビングでの呼吸、圧平衡についてはプログラムの中でインストラクターから学びます。スクーバ器材の誤った使い方は、大きな障害につながる場合があります。正式な資格をもつインストラクターの直接の指導のもとで、器材の安全な使い方のすべてを学ばなければなりません。

この病歴／診断書について質問があるときには、署名をする前にインストラクターとともにもう一度検討してください。

病気に関する質問表

参加者の皆様へ：

この質問表は、レクリエーション・スクーバ・ダイビングに参加される前に、医師の診断を受けるべきかを判断するためのものです。あなたが以下の各質問に Yes と答えたからといって、ダイビングをする資格がないことを意味するわけではありません。あなたのダイビング時の安全性を阻害させる条件を判断させ、スクーバ・ダイビングに参加する前に医師からのアドバイスを必要とすることを意味します。

あなたの過去と現在の健康状態に関して、以下の質問に Yes または **No** で答えてください。回答が不明の場合は、安全を記して Yes と答えてください。

Yes の場合には、スクーバ・ダイビングに参加する前に、医師と相談していただかなければなりません。担当インストラクターが、医師へ持参する病歴／診断書とレクリエーション・スクーバ・ダイバーの健康診断ガイドラインをお渡しします。

- 現在妊娠をしている、もしくはその可能性がある。
- 現在処方せんによる投薬を受けている (避妊薬、マラリア予防薬は除く)。
- 45 歳以上の方で、以下の項目が 1 つ以上あてはまる。
 - ・パイプ、葉巻、タバコを喫煙している。
 - ・現在診療を受けている。
 - ・コレステロール値レベルが高い。
 - ・高血圧である。
 - ・家族に心臓発作や脳卒中の病歴がある方がいる。
 - ・食事療法で調整しているが糖尿病である。

- 気胸がある、またはなったことがある。
- その他の肺の病気がある、またはなったことがある。もしくは肺 (胸部) の手術を受けたことがある。
- 行動上の問題、または精神的、心理的な問題がある、またはなったことがある (不安発作、閉所恐怖症、広場恐怖症など)。
- てんかん、発作、けいれんをおこす、またはそれを抑えるための薬を服用している。
- 複雑型偏頭痛を繰り返し起こす、またはそれを抑えるための薬を服用している。
- 意識喪失や、気絶したことがある。(完全、または一時的に意識を失う)。
- 乗り物酔いがよくある。または乗り物酔いが激しくある (船酔いや車酔いなど)。
- 赤痢または脱水症状で治療が必要である。
- 何らかのダイビング事故や減圧症である、またはなったことがある。
- 中等度の運動ができない (例えば、約 16 キロの距離を 12 分以内で歩くことができない)。
- 過去 5 年間に、意識を失う頭部の損傷があった。
- 腰痛を繰り返し起こす。
- 腰部または背骨の手術を受けている。
- 糖尿病である、またはなったことがある。

- 腰、腕、脚の外科手術、外傷や骨折後の後遺症がある。
- 高血圧症、または血圧降下剤など、血圧をコントロールする薬を服用している、またはしていた。
- 心臓疾患にかかっている、またはわずらっていた。
- 心臓発作がおきる、またはおきたことがある。
- 狭心症、あるいは心臓外科手術、または動脈手術を受けている
- 副鼻腔の手術を受けている。
- 耳の病気や手術を受けたり、聴覚障害、平衡感覚障害である。
- 耳の病気を繰り返し起こす、または起こしていた。
- 出血やその他の血液障害がある、またはあった。
- ヘルニアにかかっている、またはわずらっていたことがある。
- 潰瘍、または潰瘍の外科手術を受けている。
- 大腸や回腸の人工肛門の手術を受けている。
- 過去 5 年間に娯楽で麻薬を使用したり、治療のために麻薬を用いた、またはアルコール依存症になったことがある。

以前に以下の病気にかかったことがある、または現在かかっていますか？

- 喘息 (ぜんそく)、あるいは呼吸時の喘息 (ぜいぜいする)、または運動時に喘鳴が起きる、または起きたことがあった。
- 花粉症、またはアレルギー症状の激しい発作、あるいは頻繁な発作がある。
- カゼ、副鼻腔炎、または気管支炎によくかかる。
- 何らかの肺の病気 (肺炎など) がある、またはなったことがある。

私の病歴について、上記の情報は、私の知るかぎり間違いはありません。スクーバ・プログラム受講中に私の病歴に何らかの変化が生じた場合、私はそのすべてについて、インストラクターに伝える義務があることを確認します。私は現在あるいは過去の健康状態、あるいはいかなる健康状態の変化も明らかにしなかった場合、記載漏れの事項に関する責任を負うことに同意します。

参加者署名

日付 (年/月/日)

親権者もしくは保護者署名

日付 (年/月/日)

※ 病歴に関する質問表で「Yes」があり、医師とご相談いただく場合に記入が必要な用紙です。

参加者記入欄

楷書で記入してください

氏名 _____ 生年月日 _____ 年齢 _____

住所 _____

自宅電話 _____ 勤務先電話 _____

Eメール _____ FAX _____

あなたのホーム・ドクターあるいは主治医の住所と氏名

医師名 _____ 診療所／病院名 _____

住所 _____

電話 _____

最後に受けた健康診断の日付 _____

診断した医師 _____ 診断書／病院名 _____

住所 _____

電話 _____ Eメール _____

ダイビングのための健康診断を受けたことがありますか？ YES NO YESであればいつ？ _____

医師記入欄

上記の人はスクーバ（圧縮空気呼吸装置）によるダイビング・トレーニングに参加を申し込んでいます。この書類は参加申込者の体調がスクーバ・ダイビングに適した健康状態であるかどうかをお尋ねするものです。

医師による診断

- ダイビングに不適格であると考えられるような、医学的な障害は見受けられません。
- ダイビングをすることはすすめられません。

所見

_____ 日付 _____

医師あるいは医師の法定代理人の署名日付

年／月／日

医師名 _____ 診療所／病院名 _____

電話 _____ Eメール _____

担当医の方へ

レクリエーション用スクーバ（SCUBA＝自給気式水中呼吸装置）は、レクリエーション・ダイバーに対し、他の多くのアクティビティより安全で楽しい娯楽を提供することができます。しかし、健康状態によってはダイビングに伴う危険性を増大させるものもあり、ダイビングとの関連性がただちに明白ではない場合もあります。そのため、危険性を増大させるような健康状態になっていないか調べることが大切です。

レクリエーション・スクーバ・ダイバーを対象とする健康診断は、減圧症、動脈ガス塞栓を伴う肺の過膨張症候群、溺水につながる意識消失といったような危険性を高める恐れのある健康状態に焦点を当てています。また、ダイバーはある程度の低温ストレス、水中に入ることによる生理的影響、水の視覚的影響などに耐えることができ、万一の緊急事態に対処できるだけの心身の余裕を持っていなければなりません。

病歴、身体検査、健康診断には、最低限として、下記にリストした項目を実施してください。ダイバーに悪影響を及ぼす恐れのある健康状態のリストはすべてを網羅した包括的なものではありませんが、最もよく見られる医学的問題を記載しています。簡単な前書きの部分は、それぞれの医学的問題がもたらす危険性の特質に対する注意喚起としての役割を果たすものです。

ダイバーと担当医は、ダイビングから得ることのできる楽しさと、本人の医学的狀態に起因する死亡やケガの危険性を比較検討しなければなりません。他のレクリエーション活動と同様に、ダイビングでも、ケガをする数学的確率の正確な計算を可能にするデータは存在しません。経験と生理学の原理によってのみ、相対的な危険性を質的に評価することができます。

本書の目的上、**重大な危険**とは、減圧症、肺または耳の気圧性外傷、または溺水につながる恐れのある意識変容を起こす危険性が、一般集団と比較して極めて高いと思われるということの意味です。本書の作成に関わったコンサルタントは、概して、そのような医学的問題のある生徒はダイビングをしないほうがよいという意見です。**相対的な危険**とは、危険が中等度が高いことを指し、場合によっては容認できる程度の危険です。ダイビングがこのカテゴリーの医学的問題に対して禁忌かどうかは、個々の患者の評価に基づいて判断しなければなりません。ダイビングをしないほうがよいとされる医学的問題の中には、**一時的に危険な性質のもの**や、治療に反応するものもあり、その場合は、それらの問題が解消した後、生徒は安全にダイビングすることができます。

ダイバーの健康状態を判断するには、診断検査と専門的な問診を指示通りに行なう必要があります。末尾にリストされている参考文献が役立ちます。デューク大学医療システムと提携しているダイバーズ・アラート・ネットワーク（DAN）の医師および医療専門家が、通常の営業時間内に電話（+1 919 684 2948）で相談に応じます。緊急通話は、週7日、24時間、+1 919 684 8111 または +1 919 684 4DAN（コレクトコール）で受け付けます。世界各国に関係組織が設置されていて、イタリアのDAN ヨーロッパ（+39 039 605 7858）、オーストラリアのDAN S.E.A.P.（+61 3 9886 9166）と Divers Emergency Service（+61 8 8212 9242）、DAN ジャパン（+81 45228 3066）、DAN 南アフリカ（+27 11 242 0380）があります。ノルウェーでは、Haukeland sykehus, Seksjon for hyperbarmedisin, tlf（+47 55 97 38 75）（fax：+47 55 97 51 37）が対応します。同様のアドバースを提供しているウェブサイトも多数あります。

神経系

ダイバーの運動能力に影響を及ぼす神経学的異常は、その程度に従って評価する必要があります。一部のダイビング医師は、片頭痛や脱髄疾患など神経学的症状や兆候が悪化と寛解を繰り返す疾患の場合、既存の疾患の悪化あるいは発作（例、前兆を伴う片頭痛）を神経学的減圧症と区別するのは難しいため、ダイビングは禁忌と考えています。頭にケガをして意識を失った既往がある場合は、発作の危険性を評価する必要があります。

相対的に危険な状態

- 運動機能や認知機能を損なう症状や神経学的兆候を伴う重度の片頭痛
- 痙攣以外の後遺症を伴う頭部外傷の既往
- 髄核ヘルニア
- 頭蓋内腫瘍または動脈瘤
- 末梢神経障害
- 多発性硬化症
- 三叉神経痛
- 脊髄または脳損傷の既往

一時的に危険な状態

後遺症のない脳ガス塞栓症の既往 — 肺のエアートラッピングは除外されていて、再発の確率は低いことを確信させる納得のいく説明と理由があるもの。

重大に危険な状態

意識消失を起こす確率が極めて高い医学的問題は、溺水に至る危険を増大させます。血流が損なわれるような脊髄または脳の異常を持つダイバーは、減圧症になる危険性が高くなります。

次のような状態：

- 小児期の熱性痙攣以外の痙攣の既往
- 一過性脳虚血発作（TIA）または脳卒中（CVA）の既往
- 後遺症を伴う重大な減圧症の既往（中枢神経系、脳、内耳）

循環器系

相対的に危険な状態

下記にリストした疾患があると診断されたダイバーは、レクリエーション・ダイビングの一般的な運動能力達成条件を満たせない可能性があります。これらの疾患があると、心虚血とその影響が生じる危険があります。身体能力に関して何らかの疑いがある場合には、正式な負荷テストの実施が奨励されます。負荷テストの推奨最低基準は13 METSとされています*。この運動基準を満たせない場合は危険性がかなり高いと考えられます。コンディションを整えて再テストすることで、適格となる可能性があります。水中に入ると、血液は末梢部分から中心部へ移動し、冷水中ではその影響が非常に大きくなります。水に入っている間は心臓の負荷が著しく増加するため、左心室機能が低下した患者や重度の心臓弁膜症患者では、肺水腫が助長される可能性があります。水中に入ることの影響は、通常、水面を泳いでいるときの運動能力によって測定することができます。北米におけるスクーバ・ダイビング死亡事故の多くに冠動脈疾患が関係しています。40歳以上の方がスクーバ・ダイビングを行なう場合には、事前に冠動脈疾患のリスク評価を受けることが推奨されます。リスク評価には、正式な運動負荷テストが必要な場合があります。

*METとは代謝コストを表すのに使用する単位です。安静時のMETを1として、2 METSは安静時の2倍、3 METSは安静時の3倍となります。安静時エネルギー消費量（正味酸素需要量）はこのように標準化されています。（Exercise Physiology; Clark, Prentice Hall, 1975）

相対的に危険な状態

- 冠動脈バイパス術（CABG）の既往
- 経皮的バルーン血管形成（PCTA）または冠動脈疾患（CAD）
- 心筋梗塞の既往
- 高血圧
- 投薬治療を必要とする不整脈の既往
- 弁膜逆流ペースメーカー

ダイビングができる健康状態かどうかに関しては、ペースングが必要となった病理学的過程を調べる必要があります。ペースングが必要な医学上の問題があるというだけで、その人にとってダイビングが危険なものになるわけではありません。問題になるのは、運動能力の基準を満たせるかどうかという点です。

*注：ペースメーカーについては、レクリエーション・ダイビングでの圧力変化に耐えることができるというメーカー保証が必要です。

重大な危険

一般に、減圧中に生じる静脈血栓は心内膜の左右シャントから脳循環や脊髄循環に入り、中枢神経の減圧障害を引き起こすことがあります。肥大型心筋症と狭窄性弁膜症は、運動中に突発性の意識消失を引き起こす恐れがあります。

呼吸器系

肺からの空気の流れを妨げる作用や病変は、肺泡破裂を伴う肺の過膨張を引き起こし、脳の空気塞栓が生じる恐れがあります。間質性疾患があると自然気胸を起こしやすく、気管支喘息（気道過敏症）、慢性閉塞性肺疾患（COPD）、嚢胞性または空洞性肺疾患はエアートラッピングの原因になります。気管支喘息の場合は、運動負荷テスト後に喘息症状が出ず、肺活量が正常であれば、肺の気圧性外傷や減圧障害の危険性は比較的低いというのが、ダイビングと気管支喘息に関する1996年 Undersea and Hyperbaric Medical Society (UHMS) の意見です。吸入誘発テスト（例、ヒスタミン、高張食塩水、またはメタコリンを使用）は、スクーパー・ダイビングの安全性を評価するには十分ではないとされています。

ダイビング中に気胸が起きる、あるいは再発すると、極めて危険です。浮上に伴って、空洞に閉じ込められた空気が膨張して緊張性気胸を引き起こす恐れがあります。

肺または胸壁の構造的な異常が原因の呼吸器疾患や神経筋疾患は、肺の気圧性外傷を引き起こす危険に加えて、運動能力を低下させます。胸壁や腹壁の構造的な異常（例、プルーベリー症候群）や神経筋障害があると、うまく咳ができない場合があるため、ダイビング中に水を吸い込むと生命に関わります。また、何らかの疾病に起因する呼吸制限があると、水中にいることによる複合的影響（拘束性障害を引き起こす）や、周囲圧に比例して増加するガス密度の上昇（呼吸抵抗の増加を引き起こす）によって呼吸状態が悪化することがあります。正式な運動負荷テストが役立ちます。

相対的に危険な状態

- 気管支喘息または気道過敏症（RAD）の既往*
- 運動誘発性気管支痙攣（EIB）の既往*
- 充実性、嚢胞性、または空洞性病変の既往*
- 二次的気胸：
- 胸部手術
 - 外傷または胸部貫通創*
 - 過去の過膨張傷害*
 - 肥満
- ダイビングによる拘束性肺水腫の既往*
- 間質性肺疾患：気胸の危険性が高くなる

*運動の前後の肺活量が正常でなければなりません。気道過敏症、活動性喘息、運動誘発性気管支痙攣、慢性閉塞性肺疾患、またはそれらの既往があつて肺機能検査が異常、または運動負荷テストが陽性的の場合、ダイビングは危険と考えられます。

重大に危険な状態

- 自然気胸の既往。自然気胸の既往がある人は、再発を予防する外科的処置（胸膜癒着術など）を受けていたとしても、ダイビングは危険です。胸膜癒着や先端胸膜切除のような外科的処置は、原因となる肺の異常を取り除くものではなく、プレブ切除などの処置でも完全になくなるわけではありません。
- 呼吸器系疾病に起因する運動能力の低下

消化器系

一時的な危険

他の臓器系や病状で見られるのと同様に、慢性的な疾患があると、運動能力が損なわれることがあります。さらに、ダイビングは医療施設から遠く離れた場所で行われることが多いため、急性の再発や命に関わる症状が起きる可能性を考慮する必要があります。

一時的に危険な状態

- 幽門閉塞または重度の胃食道逆流と関連する消化性潰瘍
- 囊の中に腸が入ってしまうほど大きい腹壁の未治療ヘルニアは嵌頓の危険

相対的に危険な状態

- 炎症性腸疾患
- 機能的腸疾患

重大な危険

手術や先天異常によって生じた解剖学的変化に起因するガスのトラッピングは、深刻な問題の原因になります。粘膜の空洞内に閉じ込められたガスは、ダイバーが浮上するにつれて膨張して破裂することもあり、それが上部消化管で起きるとダイバーは嘔吐します。水中での嘔吐は溺水につながる恐れがあります。

重大に危険な状態

- 反復性嘔吐が生じるほど重度の胃幽門閉塞
- 慢性または再発性小腸閉塞
- 重度の胃食道逆流症
- アカラシア
- 傍食道ヘルニア

整形外科

ダイビングでは、重さ約18キログラム／40ポンドの器材を背負ってボートに乗ったり岸辺を歩いたりするので、身体の動きが損なわれていないか評価する必要があります。運動能力が損なわれるほどの整形外科的状態があると、危険が増大します。

相対的に危険な状態

- 四肢切断
- 脊柱側彎：呼吸機能と運動能力への影響を評価する必要があります。
- 無腐性骨壊死：減圧の影響により進行する危険があります（医学的原因を評価）。

一時的に危険な状態

- 背部痛

血液

血流特性に影響を及ぼす異常は、理論上、減圧症になる危険性を増大させる恐れがあります。出血性疾患は気圧性耳障害や副鼻腔の気圧性外傷の影響を増大させ、内耳や脊椎の減圧症に関連した外傷を悪化させる可能性があります。関節内の突発性出血（例、血友病）は、減圧障害と区別するのが難しい場合があります。

相対的に危険な状態

- 鎌状赤血球病
- 真性赤血球増加症
- 白血病
- 血友病／凝固異常

代謝系および内分泌系

真正糖尿病を除いて、ホルモンや代謝機能が変化した状態については、スポーツダイビングに必要とされる中程度の運動や、水中という特殊な環境が及ぼすストレスに耐える能力にどの程度の影響を及ぼしているかに基づいて評価する必要があります。肥満は減圧症の誘因となり、運動能力を低下させ、冠動脈疾患の危険因子になっています。

相対的に危険な状態

- ホルモン過剰症または欠乏症
- 肥満
- 腎不全

重大に危険な状態

インスリンまたは経口血糖降下薬を服用している糖尿病患者では、低血糖による急激な意識レベルの変化が生じる可能性があり、水中では溺水の危険があります。そのため、そういった問題に対処するための特別なプログラムを受けていない場合、一般にダイビングは禁忌とされています。

妊娠：減圧中に形成される静脈血栓が胎児に及ぼす影響については、まだ十分な研究が進んでいません。したがって、妊娠段階に関わらず、妊婦や妊娠の予定がある人にダイビングは勧められません。

問題行動

行動：安全にダイビングするには、ダイバー自身の知的能力や情緒的傾向が重要です。生徒ダイバーは、インストラクターが教える内容を理解できるだけの学習能力を持ち、ダイビング計画を立てて安全に実行し、水中という特殊な環境で生じる周囲の変化に対応できなければなりません。学習に対するモチベーションがあり、危険な状況に対処する能力があることも、安全なダイビングに必要な不可欠です。

相対的に危険な状態

- 発達遅延
- 薬物乱用またはアルコール依存症の既往
- 精神的異常の既往
- 向精神薬の使用

重大に危険な状態

- 不適切な動機：単に、配偶者、パートナー、あるいは家族を喜ばせるためだけの目的でダイビングする、不安に直面して自分の能力を証明するためにダイビングするなど。
- 閉所恐怖症および広場恐怖症
- 精神病
- 未治療のパニック障害の既往
- 薬物乱用またはアルコール依存症

耳鼻咽喉科

潜降時と浮上時に、周囲の水圧に合わせて、外耳道、中耳、副鼻腔を圧平衡する必要があります。圧平衡できないと、痛みが生じ、最悪の場合、閉塞部位が破裂して機能障害を起し、命に関わる結果を招く恐れもあります。

内耳は体液で満たされているので圧縮されません。しかし、内耳と中耳の間にある正円窓と卵円窓は圧力変化の影響を受けます。以前に破れたことがあるが治癒した正円窓や卵円窓の被膜は、きちんと圧平衡しなかったり、力ずくの乱暴なバルサルバ法で過度の圧力がかかったりすることで、再び破れる危険があります。

喉頭と咽頭には空気の流れを妨害するものがあってはいけません。喉頭部と喉頭蓋は、誤嚥しないよう正常に機能していなければなりません。

さらにスクーバ・ダイバーは、下顎と上顎でマウスピースをくわえていることができなければなりません。顔面骨折の既往がある人は、骨折した部分の空洞に気圧性外傷や破裂が生じやすい場合があります。

相対的に危険な状態

- 頻発する外耳炎
- 外耳道の著しい閉塞
- 耳介の重度凍傷の既往
- 耳管機能障害
- 頻発する中耳炎・副鼻腔炎
- 鼓膜穿孔の既往
- 鼓室形成術の既往
- 乳様突起削開術の既往
- 重度の伝音性難聴および感音性聴覚障害
- 気圧外傷に関連していない顔面神経麻痺
- 総入れ歯
- 顔面骨折の既往
- 未治癒の口腔外科手術部位
- 頭部および／または頸部の放射線治療の既往
- 顎関節機能不全の既往
- 正円窓破裂の既往

重大に危険な状態

- 再生または萎縮鼓膜
- 鼓膜穿孔
- 鼓膜のチューブ挿入
- あぶみ骨切除の既往
- 耳小骨連鎖手術の既往
- 内耳手術の既往
- 気圧性外傷に付随する顔面神経麻痺
- 老人性難聴以外の内耳疾患
- 未治療の上気道閉塞
- 喉頭切除または部分切術
- 気管切開
- 未治療の喉頭嚢胞
- 前庭減圧症の既往

BIBLIOGRAPHY/REFERENCE

1. Bennett, P. & Elliott, D (eds.) (1993). The Physiology and Medicine of Diving. 4th Ed., W.B. Saunders Company Ltd., London, England.
2. Bove, A., & Davis, J. (1990). Diving Medicine. 2nd Edition, W.B. Saunders Company, Philadelphia, PA.
3. Davis, J., & Bove, A. (1986). "Medical Examination of Sport Scuba Divers, Medical Seminars, Inc.," San Antonio, TX
4. Dembert, M. & Keith, J. (1986). "Evaluating the Potential Pediatric Scuba Diver." AJDC, Vol. 140, November.
5. Edmonds, C., Lowry, C., & Pennefether, J. (1992) .3rd ed., Diving and Subaquatic Medicine. Butterworth & Heineman Ltd., Oxford, England.
6. Elliott, D. (Ed) (1994). "Medical Assessment of Fitness to Dive." Proceedings of an International Conference at the Edinburgh Conference Centre, Biomedical Seminars, Surry, England.
7. "Fitness to Dive," Proceedings of the 34th Underwater & Hyperbaric Medical Society Workshop (1987) UHMS Publication Number 70(WS-FD) Bethesda, MD.
8. Neuman, T. & Bove, A. (1994). "Asthma and Diving." Ann. Allergy, Vol. 73, October, O' Conner & Kelsen.
9. Shilling, C. & Carlston, D. & Mathias, R. (eds) (1984). The Physician' s Guide to Diving Medicine. Plenum Press, New York, NY.
10. Undersea and Hyperbaric Medical Society (UHMS) www.UHMS.org
11. Divers Alert Network (DAN) United States, 6 West Colony Place, Durham, NC www.DiversAlertNetwork.org
12. Divers Alert Network Europe, P.O. Box 64026 Roseto, Italy, telephone non-emergency line: weekdays office hours +39-085-893- 0333, emergency line 24 hours: +39-039-605-7858
13. Divers Alert Network S.E.A.P., P. O. Box 384, Ashburton, Australia, telephone 61-3-9886-9166
14. Divers Emergency Service, Australia, www.rah.sa.gov.au/hyperbaric, telephone 61-8-8212-9242
15. South Pacific Underwater Medicine Society (SPUMS), P.O. Box 190, Red Hill South, Victoria, Australia, www.spums.org.au
16. European Underwater and Baromedical Society, www.eubs.org

ENDORSERS

Paul A. Thombs, M.D., Medical Director
Hyperbaric Medical Center
St. Luke' s Hospital, Denver, CO, USA

Peter Bennett, Ph.D., D.Sc.
Professor, Anesthesiology
Duke University Medical Center
Durham, NC, USA
pbennett@dan.duke.edu

Richard E. Moon, M.D., F.A.C.P., F.C.C.P.
Departments of Anesthesiology and
Pulmonary Medicine
Duke University Medical Center
Durham, NC, USA

Roy A. Myers, M.D.
MIEMS
Baltimore, MD, USA

William Clem, M.D., Hyperbaric Consultant
Division Presbyterian/St. Luke' s Medical
Center
Denver, CO, USA

John M. Alexander, M.D.
Northridge Hospital
Los Angeles, CA, USA

Des Gorman, B.Sc., M.B.Ch.B., F.A.C.O.M.,
F.A.F.O.M., Ph.D.
Professor of Medicine
University of Auckland, Auckland, NZ
d.gorman@auckland.ac.nz

Alf O. Brubakk, M.D., Ph.D.
Norwegian University of Science and
Technology
Trondheim, Norway
alfb@medisin.ntnu.no

Alessandro Marroni, M.D.
Director, DAN Europe
Roseto, Italy
Hugh Greer, M.D.
Santa Barbara, CA, USA
hgdgbgfp@aol.com

Christopher J. Acott, M.B.B.S., Dip. D.H.M.,
F.A.N.Z.C.A.
Physician in Charge, Diving Medicine
Royal Adelaide Hospital
Adelaide, SA 5000, Australia

Chris Edge, M.A., Ph.D., M.B.B.S., A.F.O.M.
Nuffield Department of Anaesthetics
Radcliffe Infirmary
Oxford, United Kingdom
cjedge@diver.demon.co.uk

Richard Vann, Ph.D.
Duke University Medical Center
Durham, NC, USA

Keith Van Meter, M.D., F.A.C.E.P.
Assistant Clinical Professor of Surgery
Tulane University School of Medicine
New Orleans, LA, USA

Robert W. Goldmann, M.D.
St. Luke' s Hospital
Milwaukee, WI, USA

Paul G. Linaweaver, M.D., F.A.C.P.
Santa Barbara Medical Clinic
Undersea Medical Specialist
Santa Barbara, CA, USA

James Vorosmarti, M.D.
6 Orchard Way South
Rockville, MD, USA

Tom S. Neuman, M.D., F.A.C.P., F.A.C.P.M.
Associate Director, Emergency Medical
Services
Professor of Medicine and Surgery
University of California at San Diego
San Diego, CA, USA

Yoshihiro Mano, M.D.
Professor
Tokyo Medical and Dental University
Tokyo, Japan
y.mano.ns@tmd.ac.jp

Simon Mitchell, MB.ChB., DipDHM, Ph.D.
Wesley Centre for Hyperbaric Medicine
Medical Director
Sandford Jackson Bldg., 30 Chasely Street
Auchenflower, QLD 4066 Australia
smitchell@wesley.com.au

Jan Risberg, M.D., Ph.D.
NUI, Norway
jri@nui.no

Karen B. Van Hoesen, M.D.
Associate Clinical Professor
UCSD Diving Medicine Center
University of California at San Diego
San Diego, CA, USA

Edmond Kay, M.D., F.A.A.F.P.
Dive Physician & Asst. Clinical Prof. of Family
Medicine
University of Washington
Seattle, WA, USA
ekay@u.washington.edu

Christopher W. Dueker, TWS, M.D.
Atherton, CA, USA
chriseduek@aol.com

Charles E. Lehner, Ph.D.
Department of Surgical Sciences
University of Wisconsin
Madison, WI, USA

celehner@facstaff.wisc.edu
Undersea & Hyperbaric Medical Society
10531 Metropolitan Avenue
Kensington, MD 20895, USA

Diver' s Alert Network (DAN)
6 West Colony Place
Durham, NC 27705, USA